

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の題名が令和6年4月1日に変更になること、住宅の省エネルギー性能の評価方法が新たに示されたことから所要の改正をするもの。

2 改正の内容

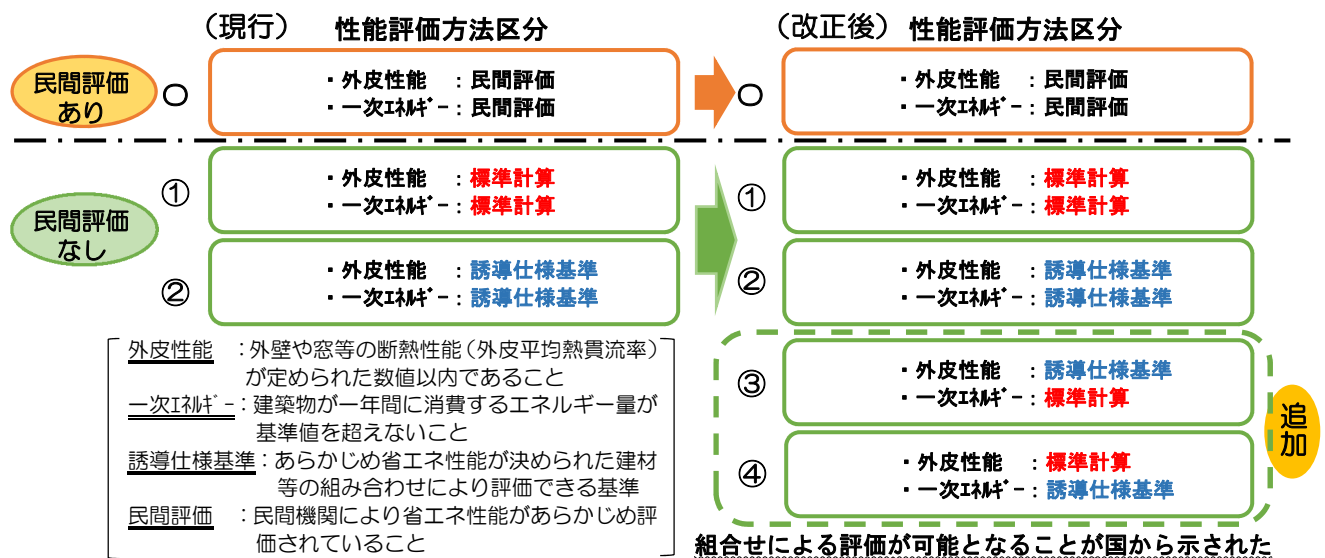
【①法律の題名改正による手数料表の改正】

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』から

『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』に題名が改正されることに伴い、「別表4 許可等申請手数料」表中の法律の題名を改正するもの。

【②省エネルギー性能評価方法の追加に伴う改正】

住宅の低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る省エネルギー性能評価は、これまで外皮性能、一次エネルギー消費量いずれも①計算による方法、又は②誘導仕様基準による方法で評価していたところ、今後は計算による方法と誘導仕様基準による方法を組合せて評価することが可能となったことから、評価方法の区分の記載を改めるもの。



3 施行期日

施行期日 令和6年4月1日